

広報紙 VOL.61

# 水道だより

編集・発行  
昭島市水道部  
〒196-0025  
昭島市朝日町4-23-28  
TEL 042-543-6111  
FAX 042-543-6118  
令和7年10月



## 大規模災害に備えて

東日本大震災以降、令和6年能登半島地震など全国各地で地震が発生しており、今後も大規模地震の発生が危惧されています。また、気象条件の変化等に伴い集中豪雨や、短時間強雨、線状降水帯などの発生が増加するなど、各地で大規模な風水害が発生しています。

水道部では、震災等の災害が発生した場合においても、影響を最小限にとどめ給水が継続するよう、事前対策及び事後対策の両面から計画的に対策を講じています。

### 災害への対策

災害時に水道水の断水等が発生した際は、応急給水方法として、市内8か所に設置している災害対策用飲料貯水槽から応急給水器具を使用し給水する方法や、配水場において給水車のタンクに充水し指定避難所に運搬し、設置型組立式給水タンクへ直接充水する方法等があります。水道部では応急給水体制を強化するため、令和6年度に応急給水対応給水車を配備し、定期的に応急給水訓練を行い災害時に備えています。

#### 災害対策用飲料貯水槽からの給水訓練

みほり広場内 貯水槽より充水

給水スタンドより非常用飲料水袋に注水



#### 設置型組立式給水タンクへの給水訓練

東部配水場等にて給水車に充水

給水車から給水タンクに充水

給水タンクからポリタンクへ注水



設置型組立式給水タンク

### 噴火による火山灰が水道水に影響する？

今後、富士山の宝永噴火と同規模の噴火が発生すれば、火山灰が首都圏に降り注ぎ大きな影響を与える可能性が示されていますが、昭島市の水源井や配水池など水路となる施設に露出部はなく、通気口などはネットや防護カバーにより異物の混入を防いでいます。

また火山灰が水道の水質へ与える影響として、濁度の上昇や、火山灰表面に付着した火山ガス成分の溶出によるpHの変化、有害物質濃度の上昇が挙げられますが、これらは河川等の地表水を原水とする水道水で懸念されるものです。昭島市の水道水は、深層地下水を原水としているため、直ちに火山灰の影響による水質の変化は生じないと考えられます。

もくじ

1 P ◇大規模災害に備えて  
2 P ◇震災時の応急給水拠点

3 P ◇令和6年度決算のあらまし

4 P ◇漏水調査について  
◇貯水槽水道の衛生管理について

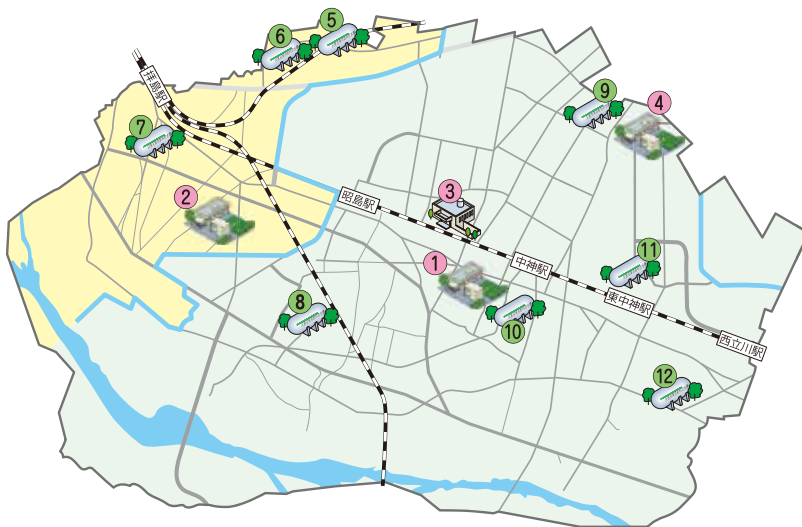
# 震災時の応急給水拠点

## ～応急給水マップを確認しましょう～

昭島市では、地震などの災害による断水に備え、下図のとおり応急給水拠点を設けて直接給水を行う体制を整備しています。いざという時のために、自宅に一番近い応急給水拠点を確認しておきましょう。

災害時は1人1日あたり必要な飲料水の量である3リットルを目安として給水します。お越しの際には、水を入れるポリタンク等、清潔な容器をご用意ください。

市内応急給水マップ



市内応急給水拠点一覧表

配水場	
①東部配水場	朝日町4-23-28
②西部配水場	緑町2-17-16
③中央配水場	つつじが丘3-1-20
④北部配水場	もくせいの杜2-2-33
災害対策用飲料貯水槽 (40m <sup>3</sup> )	
⑤みほり広場内	美堀町3-2
⑥エコ・パーク内	美堀町3-16
⑦拝島第三小学校内	松原町3-12
⑧上ノ台公園内	大神町2-4
⑨美ノ宮公園内	武蔵野2-4
⑩中神公園内	朝日町3-10
⑪富士見丘小学校内	福島町890
⑫昭和公園内	東町5-11

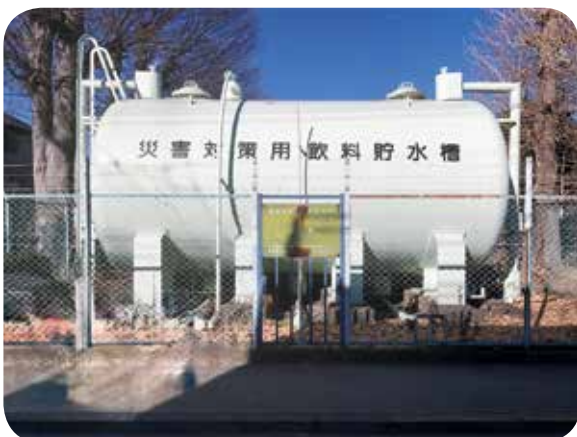
※災害の規模や被害の状況によっては、応急給水拠点以外でも給水を行います。

※④北部配水場は、現時点では応急給水拠点として利用するために準備が必要であり、発災直後は利用できません。利用可能になりましたらお知らせします。

## ～災害対策用飲料貯水槽の清掃～

災害発生時における応急給水に備え、毎年災害対策用飲料貯水槽の清掃を実施しています。

中神公園内の貯水槽



上ノ台公園内 貯水槽内清掃後の様子

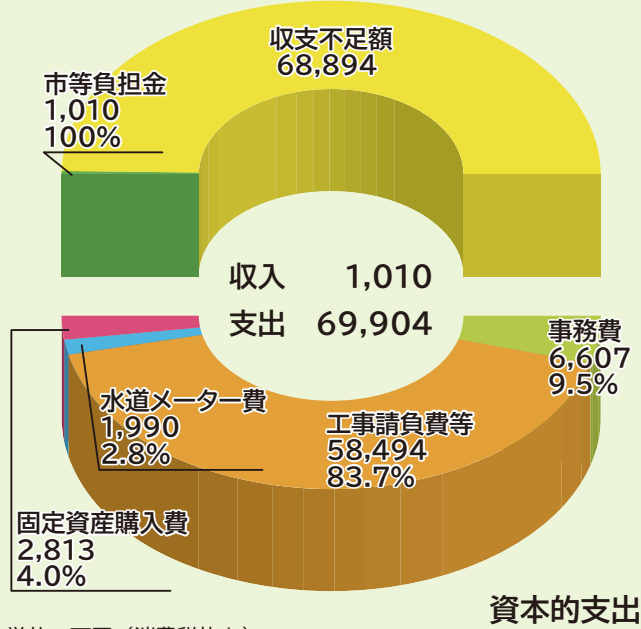


# 令和6年度決算のあらまし

## 資本的収支

配水場や配水管等の水道施設の更新・整備や耐震化等長く使うものの費用と財源

### 資本的収入

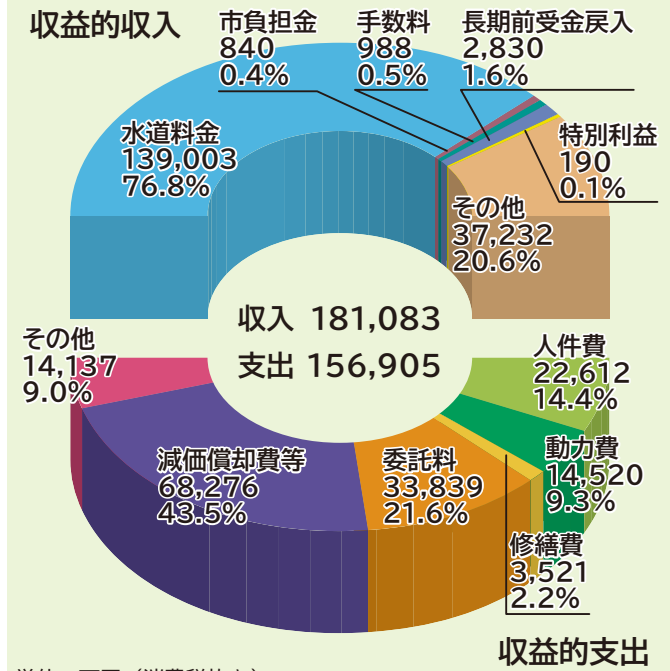


単位：万円（消費税抜き）

## 収益的収支

水道水をつくり、家庭などに届けるための水道施設の運転、管理にかかる費用と財源

### 収益的収入



単位：万円（消費税抜き）

水道事業の会計は、複式簿記を採用し、「資本的収支」と「収益的収支」の二本立てで予算を編成し、決算を行っています。

左上の図の「資本的収支」についてですが、令和6年度の「資本的支出」は総額で6億9,904万円となりました。その内容は管路網の整備・耐震化、令和4年度から6年度にかけて施工した中央配水場の自家用発電設備更新工事、水源井3本のしゅんせつ改修などに要した工事請負費等5億8,494万円のほか、応急給水対応給水車の購入などがあります。

また、その財源である「資本的収入」は、市等負担金1,010万円であり、収支の不足額6億8,894万円は自己資金で補填しました。自己資金には、次の「収益的収支」に計上される純利益を積み立てた建設改良積立金及び現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定留保資金と消費税調整額が充てられます。

次に、右上の図の「収益的収支」については、令和6年度は収益的収入が18億1,083万円に対し、収益的支出

が15億6,905万円で、差引き2億4,178万円の純利益となりました。

「収益的収入」についてですが、主な収入の水道料金は、昨今の物価高騰の影響を受けている市民と事業者の皆様への負担軽減を目的とした上下水道料金の基本料金減免事業を行い、令和5年度と比較すると3,831万円の減ですが、市からの補填と差し引きで事業収益総額では894万円の増となります。

「収益的支出」については、人件費や漏水修理などの修繕費、動力費などの増により、事業費総額で1億4,245万円の増となりました。

昭島市は、清浄な地下水に恵まれ、低コストで高品質の水道水を供給できています。この深層地下水100%の水道水をいつまでも安定して供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め、健全経営を維持してまいりますので、今後も節水と水道料金の納期限内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 〔令和6年度事業の概要〕

給水人口	115,727人（前年度比：1,150人増）	年間総配水量	12,802,980m <sup>3</sup> （前年度比：105,020m <sup>3</sup> 減）
給水世帯	58,295世帯（前年度比：1,148世帯増）	有収水量	12,299,242m <sup>3</sup> （前年度比：27,206m <sup>3</sup> 増）

## 漏水調査について～深層地下水100%のおいしい水を守ります～

大切な資源である水道水の有効利用及び漏水による道路陥没等の二次被害を未然に防ぐため、今年度も市内全域で漏水調査を実施する予定です。

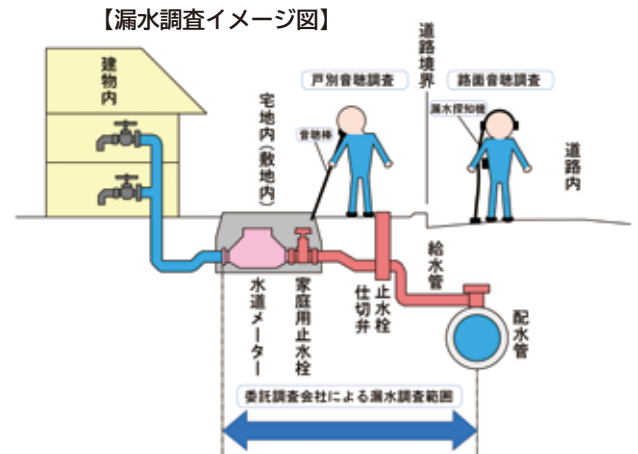
調査方法は、漏水していると発生する「水音」を専用機器で探し、漏水箇所を特定します。

調査範囲は、戸建て住宅の水道メーターから道路内の配水管までの範囲となります。(集合住宅・各施設等は除く)(右記【漏水調査イメージ図】をご参照ください。)

調査の際に、調査員が敷地内へ立ち入ることがあります。ご協力をお願いします。

なお本調査では水道メーターより建物側及び建物内の調査は行いません。

調査は水道部が委託した調査会社が行い、調査員は必ず水道部貸出の腕章・市発行の身分証明書を携帯しています。また、お客様に調査費用を請求することは一切ありません。



お問い合わせは  
工務課工務係へ  
☎042-543-6114



## 貯水槽水道の衛生管理について

ビルやマンションなど水道部から給水された水道水を受水タンク（受水槽）に貯めてから各家庭に給水する貯水槽水道は、適切な維持管理と水質の衛生管理が必要です。

受水タンクの有効容量が10 $\text{m}^3$ を超えるものは水道法により、10 $\text{m}^3$ 以下で5 $\text{m}^3$ を超えるものは都条例により管理の基準が定められています。

また、受水タンクの規模がこれらに満たない場合であっても、貯水槽水道の設置者は次のような管理を行うよう努めてください。

### 【受水タンクの清掃】

1年に1回以上、定期的に清掃してください。

### 【受水タンクの点検】

有害物、汚水などに汚染されるのを防ぐために、1カ月に1回は施設の点検を行いましょう。

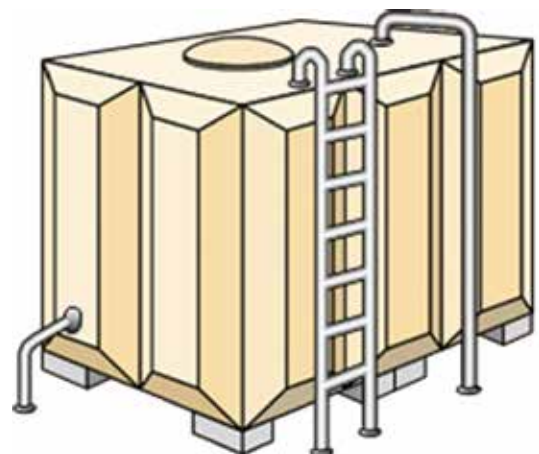
### 【水質検査の実施】

- (1) 毎日行う検査  
水の色・濁り・におい・味のチェック
- (2) 週1回行う検査  
残留塩素の測定
- (3) 年1回行う検査（専門の水質検査機関で行う）  
理化学検査、細菌検査

### 【直結給水を推進しています】

昭島市では、受水タンクを経由せず、配水管から直接蛇口まで給水する「直結給水方式」をお勧めしています。受水タンクは管理によって、水質への影響が生じる場合がありますが、直結給水方式では、新鮮な水道水を直接お届けできます。

また、受水タンクの清掃等の維持管理が不要になるなどのメリットがあります。検討されている方は水道部工務課にご相談ください。



### 【お問い合わせ先】

※受水タンクの有効容量によって異なります。  
 <受水タンクの容量が5 $\text{m}^3$ を超える場合>  
 東京都多摩立川保健所  
 生活環境安全課環境衛生第一担当  
 (立川市柴崎町2-21-19) ☎042-524-5171  
 <受水タンクの容量が5 $\text{m}^3$ 以下の場合>  
 <直結給水方式への切替えの相談>  
 昭島市水道部工務課給水係 ☎042-543-6115